

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

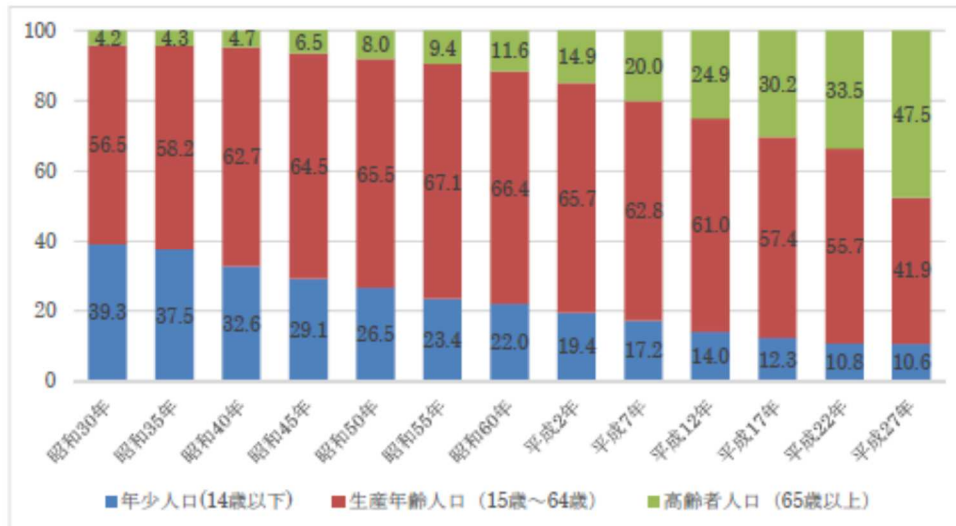
#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ①浦幌町の人口構造及び産業構造

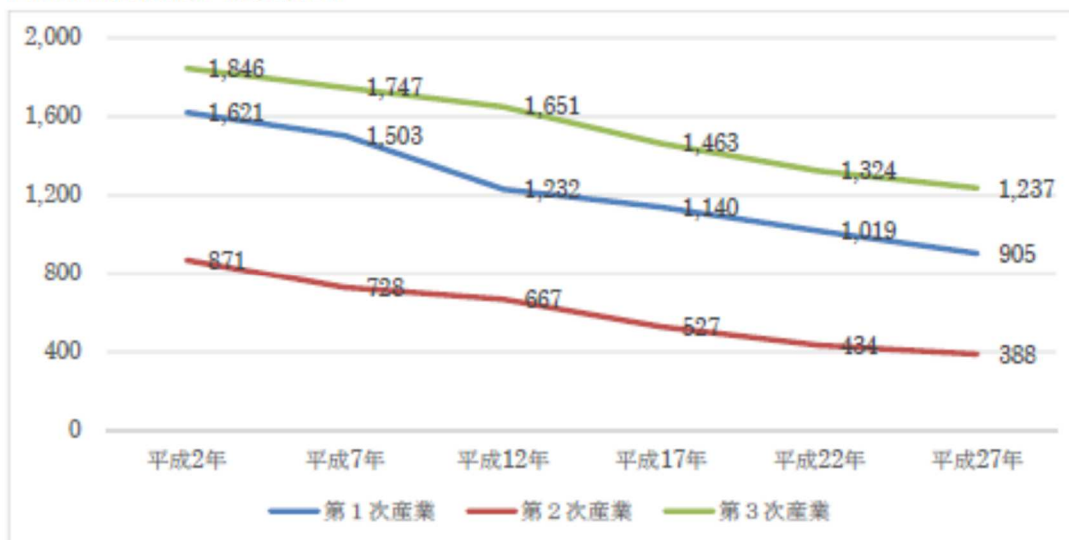
浦幌町は、北海道十勝総合振興局管内の最東端にあり、帯広市と釧路市のほぼ中間に位置する。地形は、ゆるやかな丘陵地と河岸段丘からなり、東は丘陵山脈、南は太平洋に面した南北に長い町で、729.85 m<sup>2</sup>の広大な面積を有し、総面積の74.2%が森林、15.6%が農用地、海岸線を22 km有していることから農林水産業の第1次産業が主体で生産物供給型の産業構造となっている。

人口は4,119人、世帯数は2,086戸（平成27年度国勢調査）であり、昭和35年（14,150人）のピークから70.8%減少している。また、年齢3区分人口の比率は、年少人口（0～14歳）10.6%、生産年齢人口（15～64歳）41.9%、老年人口（65歳以上）47.5%となっており、年少人口と生産年齢人口の割合は低くなる一方、老年人口の割合が高まっている。

■年齢3区分別人口割合の推移（国勢調査）

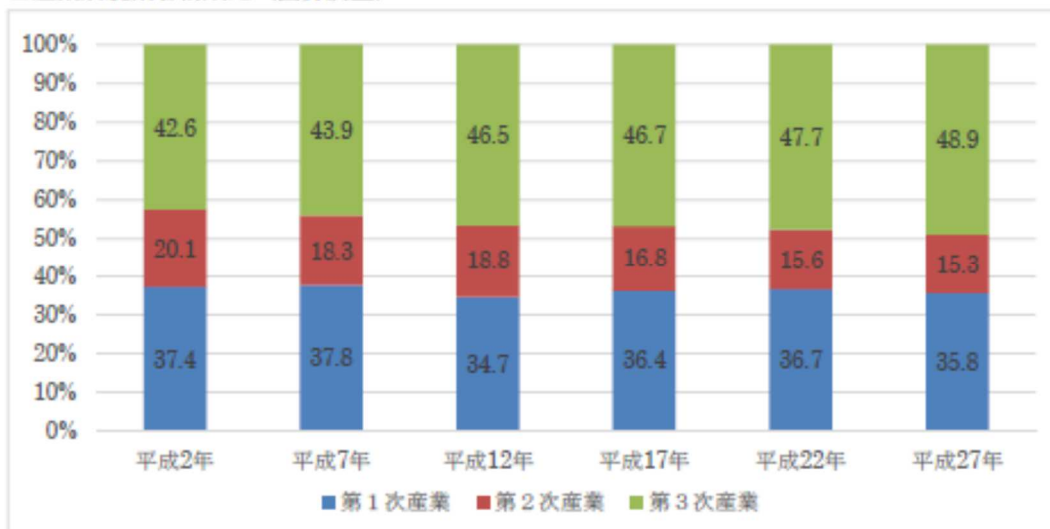


■産業別就業者数（国勢調査）



産業別就業者数は、第1次産業、第2次産業及び第3次産業すべてにおいて減少傾向となっており、平成2年から平成27年にかけて1,808人減少（△41.6%）している。なお、構成比については、大きな変動はなく、第1次産業35.8%、第2次産業15.3%、第3次産業48.9%である。（平成27年度国勢調査）

■産業別就業者構成比（国勢調査）

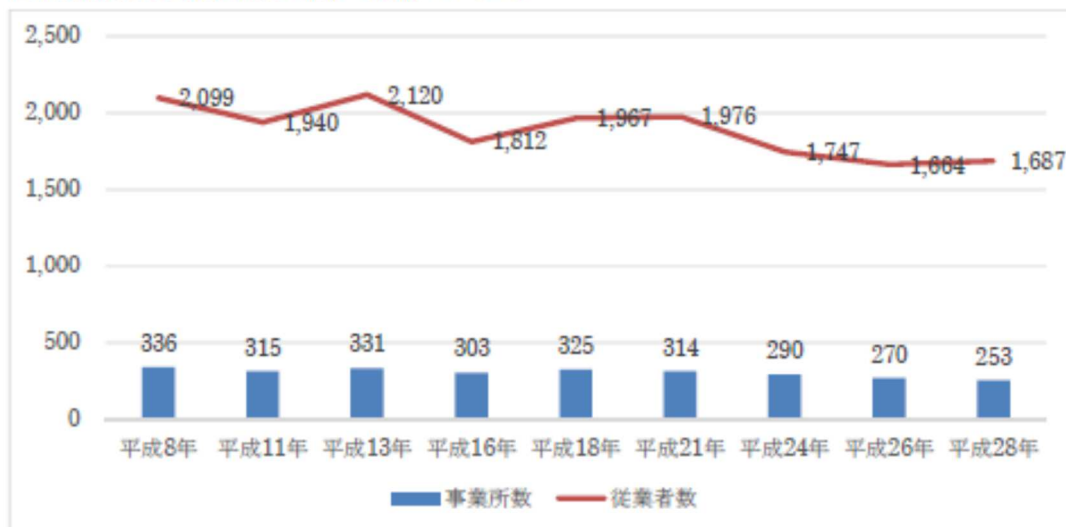


## ②浦幌町の中小企業の実態

浦幌町では、人口減少とともに地域経済を担う町内事業所数も減少が進んでいる（H8：336事業所⇒H28：253事業所 △24.7%（経済センサス））。また、事業所の経営に携わる者の高齢化が進んでおり、今後数年内に多くの経営者が引退年齢を迎えることが見込まれる。

また、人口減少と高齢化に伴い、町内の働き手不足が深刻であり、中小企業を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、その対応が喫緊の課題である。

■事業所数及び従業者数の推移（経済センサス）



## （2）目標

浦幌町内の中小企業においては、従事者の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手を育て、又は新たに担い手となろうとする者にとって魅力のある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、助成措置や税制の優遇措置により事業者の設備投資に対する意欲を喚起し、かつ、支援していくことが必要である。このため、生産性特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## （3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

※労働生産性は次の計算式を用いて算出する

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{労働投入量}}$$

(労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間)

## 2 先端設備等の種類

浦幌町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言い難く、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

浦幌町全域において生産性を向上させる必要があることから、浦幌町全域を本計画の対象地域とする。

### (2) 対象業種・事業

浦幌町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在していることは言い難いことから、本計画において対象とする事業は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

### (1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

### (2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについて先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。